

全法連役員等報酬規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人全国法人会総連合（以下「当会」という。）の定款第 14 条・第 30 条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち当会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 外部役員等とは、役員等のうち、学識経験者や弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士等の資格を有する者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 当会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職手当は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。
- 5 非常勤役員は無報酬とする。ただし、外部の監事に対しては、評議員会の決議を経て支給することができる。

6 評議員に対しては、定款第14条に規定する50万円の範囲で、評議員会の決議を経て支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬年額は、評議員会において決定した別表第1の金額を限度として、理事会の決議により決定する。

2 常勤役員に対する退職手当は、別表第2の算式により算出される額とする。ただし、常勤役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。

3 外部監事に対する報酬基準は、別表第3の金額とし、評議員会の決議により決定する。

4 評議員に対する報酬基準は、別表第4の金額とし、評議員会の決議により決定する。

(旅費交通費)

第5条 役員等に支払う旅費交通費は、別に定める役員等旅費規程による。

(その他の経費)

第6条 役員等がその職務の遂行に当たって負担する、または負担した旅費交通費以外の費用については、原則として前もって支払うものとし、前払いが不可能の場合には請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第7条 当会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月14日から施行する。

(第2条(4)の追加及び項番の繰り下げ、第3条第5項・第6項の文言変更、第4条第1項～第4項の文言変更、別表第1～第4の変更)

別表第1 常勤役員の報酬総額

常勤役員の報酬総額	18,000千円以内
-----------	------------

別表第2 常勤役員退職手当の算出基準

報酬月額×0.8×在職月数×支給率(0.125)

別表第3 外部監事の報酬基準

外部監事の報酬総額	年額120万円以内
-----------	-----------

別表第4 評議員の報酬基準

評議員の報酬基準	内部評議員は無報酬 外部評議員は評議員会出席等、必要の都度 1人一律60,000円以内
----------	---